



宮 崎 県 公 報

令和元年11月5日(火曜日) 第53号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○県税の期限の延長の期日の指定……………(税務課) 1	頁
○指定障害福祉サービス事業者の指定(2件) …(障がい福祉課) 1	
○民有林の保安林の指定予定(3件) ……………(自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知(2件) ……………(“) 2	

○道路の供用の開始……………(道路保全課) 2	
○公有水面埋立ての出願の要領……………(港湾課) 3	
教育委員会規則	
○県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 3	
○県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 505号

令和元年宮崎県告示第 379号において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年9月9日から令和元年12月1日までの間に到来するものについて、令和元年12月2日とする。

令和元年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 506号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和元年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201454	高崎苑指定身体障害者短期入所事業所	都城市高崎町縄瀬1622番地17	社会福祉法人 健生会	都城市高崎町縄瀬1622番地17	令和元年11月1日	短期入所

宮崎県告示第 507号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和元年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510300876	ニチイケアセンター平原	延岡市平原町5丁目1505番地71	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区駿河台2丁目9番地	令和元年11月1日	居宅介護、重度訪問介護

宮崎県告示第 508号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字矢

立尻2597-1、2597-3、2597-7、2597-8、2597-25から2597-28まで、2597-39

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第509号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字板敷字葉木5515-4、5515-5、字古崩5548-1、5548-2、5559-イ-1、5559-イ-2、5559-ロ、5561
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第510号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字市木字阿部山6976-2(次の図に示す部分に限る。)、6954
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字阿部山6976-2(次の図に示す部分に限る。)、6954

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第511号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字山川986-1、988-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第512号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字水之元5154-2(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第513号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年11月5日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字小ヶ倉968番1地先から同郡同村同大字中尾1053番6地先まで	令和元年11月5日

宮崎県告示第514号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、令和元年11月5日から3週間、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

令和元年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 出願の日

令和元年10月7日

2 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

宮崎県

宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県日向市竹島町2番1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成27年3月30日付け宮崎県シレイ 283-1787で竣功認可された埋立地及び平成27年4月15日付け国九整港管第4号で竣功通知のあった埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.30mにより決定）、②の

地点と③の地点を結んだ点、③の地点と④の地点を結ぶ平成13年3月8日付け宮崎県シレイ 283-515で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.30mにより決定）及び①の地点と④の地点とを結ぶ昭和52年9月2日付け宮崎県シレイ 283-260で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.30mにより決定）により囲まれた区域。

地 点	地 点 の 位 置
①の地点	竹島四等三角点（北緯32度26分53秒7049、東経 131度39分52秒4336（以下「基点」という。））から 181度29分12秒733.26mの地点
②の地点	①の地点から 132度53分46秒 53.75mの地点
③の地点	②の地点から 222度56分19秒 169.97mの地点
④の地点	③の地点から 313度0分3秒 53.87mの地点

(3) 面積

9,143.53㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県日向市竹島町2番1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域。

地 点	地 点 の 位 置
④の地点	基点から 174度13分15秒 605.56mの地点
③の地点	④の地点から 132度56分19秒 234.10mの地点
②の地点	③の地点から 222度56分19秒 470.00mの地点
①の地点	②の地点から 312度56分19秒 234.10mの地点

(3) 面積

110,027.00㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

教育委員会規則

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月5日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第1号

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
(通学区域)				(通学区域)			
第3条 入学すべき幼児、児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の入学する学校の区域は、次表のとおりとする。				第3条 入学すべき幼児、児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の入学する学校の区域は、次表のとおりとする。			
学 校 名		区 域		学 校 名		区 域	
[略]				[略]			
県立延岡しろやま支援学	入学すべき児童	延岡市	日向市	県立延岡しろやま支援学	入学すべき児童	延岡市	日向市

校	生徒等が聴覚障害者である場合	西都市 児湯郡 東臼杵郡 西臼杵郡	校	生徒等が聴覚障害者である場合	西都市 児湯郡 東臼杵郡 西臼杵郡
	入学すべき児童生徒等が知的障害者又は肢体不自由者である場合	県下全域		入学すべき児童生徒等が知的障害者又は肢体不自由者である場合	県下全域
			県立小林こすもす支援学校	県下全域	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月5日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第2号

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則（昭和54年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																			
<p>(部及び専攻科)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>学 校 名</th> <th>部</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立延岡しろやま支援学校</td> <td>幼稚部、小学部、中学部、高等部</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p> <p>(学科)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学科を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>学 校 名</th> <th>高等部に置く学科</th> <th>専攻科に置く学科</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立延岡しろやま支援学校</td> <td>普通科</td> <td></td> </tr> </table> <p>(特別支援学校が行う教育の対象者)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者のうち同表右欄に掲げる者に対する教育を行う。</p> <table border="1"> <tr> <th>学 校 名</th> <th>対 象 者</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立延岡しろやま支援学校</td> <td>幼稚部 小学部、中学部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>聴覚障害者 聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者</td> </tr> </table>	学 校 名	部	[略]		県立延岡しろやま支援学校	幼稚部、小学部、中学部、高等部	学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く学科	[略]			県立延岡しろやま支援学校	普通科		学 校 名	対 象 者	[略]		県立延岡しろやま支援学校	幼稚部 小学部、中学部		聴覚障害者 聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者	<p>(部及び専攻科)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>学 校 名</th> <th>部</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立延岡しろやま支援学校</td> <td>幼稚部、小学部、中学部、高等部</td> </tr> <tr> <td>県立小林こすもす支援学校</td> <td><u>小学部、中学部、高等部</u></td> </tr> </table> <p>2 [略]</p> <p>(学科)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学科を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>学 校 名</th> <th>高等部に置く学科</th> <th>専攻科に置く学科</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立延岡しろやま支援学校</td> <td>普通科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立小林こすもす支援学校</td> <td><u>普通科</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>(特別支援学校が行う教育の対象者)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者のうち同表右欄に掲げる者に対する教育を行う。</p> <table border="1"> <tr> <th>学 校 名</th> <th>対 象 者</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立延岡しろやま支援学校</td> <td>幼稚部 小学部、中学部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>聴覚障害者 聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者</td> </tr> </table>	学 校 名	部	[略]		県立延岡しろやま支援学校	幼稚部、小学部、中学部、高等部	県立小林こすもす支援学校	<u>小学部、中学部、高等部</u>	学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く学科	[略]			県立延岡しろやま支援学校	普通科		県立小林こすもす支援学校	<u>普通科</u>		学 校 名	対 象 者	[略]		県立延岡しろやま支援学校	幼稚部 小学部、中学部		聴覚障害者 聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者
学 校 名	部																																																			
[略]																																																				
県立延岡しろやま支援学校	幼稚部、小学部、中学部、高等部																																																			
学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く学科																																																		
[略]																																																				
県立延岡しろやま支援学校	普通科																																																			
学 校 名	対 象 者																																																			
[略]																																																				
県立延岡しろやま支援学校	幼稚部 小学部、中学部																																																			
	聴覚障害者 聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者																																																			
学 校 名	部																																																			
[略]																																																				
県立延岡しろやま支援学校	幼稚部、小学部、中学部、高等部																																																			
県立小林こすもす支援学校	<u>小学部、中学部、高等部</u>																																																			
学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く学科																																																		
[略]																																																				
県立延岡しろやま支援学校	普通科																																																			
県立小林こすもす支援学校	<u>普通科</u>																																																			
学 校 名	対 象 者																																																			
[略]																																																				
県立延岡しろやま支援学校	幼稚部 小学部、中学部																																																			
	聴覚障害者 聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者																																																			

高等部	知的障害者、肢体不自由者	高等部	知的障害者、肢体不自由者
		県立小林こすもす支援 学校	知的障害者、肢体不自由者

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

--	--